

平成27年度 第1回大和市環境審議会 議事録

- . 開催日時 平成27年4月24日(金)午後2時00分～午後4時
- . 開催場所 大和市役所5階 全員協議会室
- . 出席状況 委員8人出席
池田勝彦委員(会長)、江守哲也委員、小川典子委員、坂本哲也委員
白鳥節郎委員、高橋亨委員、高橋政勝委員、細田徹委員
委員4人欠席
柴田保委員(職務代理)、金子義孝委員、河西正彦委員、関猛彦委員
事務局(担当課含む):環境農政部長ほか10人

. 公開・非公開の状況

公開 非公開 一部非公開

. 審議又は検討の経過及び結果

A. 会議次第

- 1 会長挨拶
- 2 諮問
- 3 議題

・大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正について(審議)

4 その他

B. 資料・諮問書

- ・大和市都市公園条例新旧対照表(資料1)
- ・大和市営自動車駐車場条例新旧対照表(資料2)
- ・大和市都市公園条例」及び「大和市営自動車駐車場条例」の一部改正について(資料3)
- ・意見公募(パブリックコメント)

(資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。)

C. 審議内容など

「大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正について」に係る諮問が審議会に対して行われた。その後、内容について審議を行い、「大筋については適正である。」という方向性が確認された。

(1)大和市都市公園条例及び大和市営自動車駐車場条例の一部改正についての意見・質疑等

委員 今回の一部改正について、大きなポイントは、都市公園条例第27条第1項の「都市公園の管理等をその設立目的の全部又は一部とする団体」という文言にかかっていると思うが、どういったことを指すのか。

事務局 大和市都市公園条例であれば、都市公園の管理、大和市営自動車駐車場条例であれば駐車場の管理が、実際に各団体の定款に記載されていることを指している。その場合には、候補者として選定することができるという考えである。

委員 この件に関してではなく一般的にとらえた場合にそういう趣旨・目的ということか。

事務局 現在の指定管理者である公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団にも定款はある。指定管理施設には公園だけでなくスポーツ施設・文化施設等もあるが、それらの施設管理についても、設立目的の全部又は一部としていれば候補者になれるということである。

委員 今回の改正に至ったのは、今までの公募における課題や欠陥が露呈してきたものとするが、具体的にどのような事が起きたのか。

事務局 例えば福祉施設などである。介護施設を公募により選定したことで、サービスが低下したり利用者が減少するなど、全国的にも問題が生じている。公募だけではうまく施設管理ができないという事で、平成22年12月に総務省から通知が出され、施設に応じた適切な管理ができるような選定を行う事を助言されている。基本的にはスポーツ施設で不具合はないが、市内に複数あるスポーツ施設を一体的に市民に利用してもらえるような管理ができればと思っている。

委員 改正前はゆとりの森は既に対象外だったが、今回はすべて対象外になる。なぜすべてにしなければいけないのか。

事務局 ゆとりの森については、段階的な整備により施設が少しずつ増え、拠点となる施設もなく、公募できる状態ではなかったため、拠点となる施設ができるまでの間、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者としていた経過が

ある。また、有料公園施設がある引地台公園、つきみ野1号公園、宮久保公園は、公園を管理していく上では施設を一体で管理する必要があるため、施設ごとではなく、公園単位すべてを対象としている。あくまでも市民にとって利用しやすい状況であれば、公園の管理についてもスポーツ施策展開にむけて連携していきたいという考えである。

委員 一括管理にメリットはあると思うが、今回の改正の、公募ではない形で選定するというのは別の問題ではないか。

事務局 公募ではない手法をとりいれていくという事である。基本的には公募であり、公募で進める施設もある。

委員 基本原則は公募であり、現在も例外でゆとりの森は対象であるのに、すべてを対象としなければいけない理由があるのか。今回の改正の文言のなかに効果的かつ安定的に達成できる、とあるが、今まで選定された業者が安定的な管理をしてこなかったのか。

事務局 不具合があったという事ではない。あくまでも条例ではただし書き対応もできる、という解釈であり指定管理者を選定する際には、公募するのか、ただし書きの対応をするのか合理的な理由を諮った上で決定する。ただし柔軟な対応を可能にするため、都市公園全体を対象としたい。

委員 公募によらず指定管理者の選定ができる改正されるが、一番心配されるのが業者との癒着である。透明性についてはどう考えているのか。また、選考委員会の審査があるとのことだが、委員会組織の構成は。

事務局 指定管理者選定委員会を設置する。委員構成は施設を所管する所属長、公募した市民で構成される。今年度、「環境農政部の所管施設に関わる指定管理者選定委員会」を設置し、これは8名で構成される。

委員 8名のうち、内部外部の割合は。

事務局 8名のうち、市職員が4名、外部の方が4名で、合せて8名である。

委員 指定管理者選定委員会を統括する長は誰になるのか。

事務局 市職員以外の4名の中から委員の互選により決定する予定である。ただし、選定委員会はまだ設置されていない。

委員 選定委員会は外部の者が4名ということだが、外部の者4名と候補者の利害関係は証明できるのか。また、選定方法は点数制なのか。

事務局 外部の者の内、3名は市民から公募とする。1名については学識経験者に現在打診中である。指定管理者の選定方法は点数制として、一定の点数を越えなければ不合格となる。

委員 公募していたものを、今後はその限りではないとするが、この指定はどのように行われるのか。資料3の3番条例改正の考え方の中には「柔軟な対応が可能になる」とある。柔軟になることは良いが、今まで柔軟でなかった点はあるのか。また、選定方法なども変わって効率がよくなるのか。

事務局 公募による、よらないに関わらず指定管理者選定委員会を設置し、事業者のプレゼンテーションの場を設け点数付けを行い、合格点に達するか達しないかで判断をする。

委員 今までとどう違うかわからない。柔軟性が増すとはどういう事なのか。公募制であったものを変える事でどう良くなるかわからない。公募であっても指定であっても今までの実績のある業者になるのではないか。

事務局 公募をする事は都市公園条例で定めている。指定管理者の選定については公募でもそうでなくても指定管理者選定委員会が施設の設立目的に沿っているかなどの判断をする。公募では多くの団体が手をあげればその中から点数の高い者を選定するという事になるが、規模が小さくあまり手があがらない施設もある。施設それぞれ固有の事業規模があり、改正により候補者を絞るという点で効率化になる。

委員 今後、指定管理者候補に手をあげたい業者は、チャンスがなくなるということか。

事務局 多胡記念公園については今後も公募の予定である。すべてがただし書きの対応ということではないが、公園にはスポーツ施設が多数ある。スポーツ施策展開上、公園と施設を別々の業者が管理を行うことで、利用する市民に不利益がでないようにしたい。公園にスポーツ施設がある場合、同じ管理者にすることで、スポーツ施策展開上効果があると考えている。

委員 公募制でなくなるという言葉が独り歩きして、応募したい業者から不満がでるのではという心配がある。たとえば施設と付属駐車場の管理者は同じでなければならぬなどすると、駐車場のみを管理したい業者から不満がでるのではないか。この不満をうまく解消でき、柔軟な対応が可能となり、効率化が計れるのであれば改正しても良いと思う。

事務局 今回の条例改正の主眼となるのはスポーツ施設設置条例である。スポーツ施設設置条例の改正に伴って都市公園条例も改正となる。

平成23年8月にスポーツ基本法が設立され、国や地方公共団体はスポーツに関する施策を策定し、実施する責務が生じた。大和市は現在、健康を主軸として市政をすすめており、平成25年4月に教育に関する事務の特務権限に関する条例で、教育委員会が携わっていたスポーツに関する事務が市長部局へ移管した。これによりスポーツに関する政策は市が展開することとなり、スポーツ基本法に基づき、大和市スポーツ推進計画を策定した。

これにより指定管理者については、市の政策の意図を十分理解して展開していくことのできる団体である必要があり、特にスポーツ施設設置条例で定めている施設は、大和スタジアムや大和スポーツセンターで、観覧するスポーツという点で重要な位置づけを占めている。

また準備段階である総合型地域スポーツクラブや、女子サッカーホームタウンチームの大和シルフィードの支援をしていくなども市のスポーツ行政で行っていくため、練習や試合の場所の確保、資金の減免なども市で講じなければならず、体育協会とのスケジュールのすりあわせなど、信頼関係に基づいてコントロールできる団体の管理が望ましい。そのためスポーツに係る施設に限って、指名することができるただし書きが必要となる。併せて、スポーツ施設は公園の中にもあるため、都市公園条例もただし書きが必要となったという経緯がある。

委員 今までの条例で実際の不具合もないとのことだったので、改正には総務省からの通知が関係しているのかと考えたが違うのか。

事務局 大和市では不具合はなかったというのが実態である。平成22年12月に総務省から、指定管理は公募が原則ではあるが、うまくいかない施設があったために通知が出された。しかしこれが直接、今回のスポーツ施策に係ることはおらず、今までの指定管理者に問題があったという事ではない。今までも従来から5年に一回、実績や計画、プレゼンテーションに基づいて選定をしており、公園に限って言えば、従来から管理をしている者がノウハウや実績もあり、問題もないため、直接関係はしていない。

委員 大和市の条例において都市公園とはなにか。基準などはあるのか。

事務局 都市公園法に基づいて、都市公園と定められて告示行為をしたものを都市公園という。都市公園法というのは公共施設を法に則って管理するための法律で、法律の位置づけをさせるために都市公園として告示する。以前は都市公園の更に細別に標準面積等があり、小規模なものは都市公園にしていない所もあった。しかしあくまでもこれは標準であり、法により適切な管理する必要があるため、大和市が管理する公共の公園は都市公園に切り替える作業を進めている。

委員 具体的にはどんな公園か。

事務局 施設管理者として大和市が管理する公園である。民間の事業者が管理する公園ではなく大和市が管理する公園は都市公園である。

委員 何ヶ所あるか。

事務局 現在大和市が管理している公園は約260ヶ所である。公園の種別として引地台公園、ゆとりの森が総合公園、250m範囲に住む人を誘致する街区公園がある。これは2.5haが標準面積とされているが、これはあくまでも標準であり、もっと規模が小さい公園もある。他に少し大きいものが近隣公園で、これは大和駅そばの大和公園、桜ヶ丘と高座渋谷の間の福田1号公園などである。大小含めて都市公園としては168ヶ所、これから都市公園になるものを含めて約260ヶ所がある。

委員 それらすべてを指定管理に切り替えていくのは難しいのではないか。

事務局 都市公園は大和市が管理する公園ということだが、条文では指定管理するのは有料公園施設のある都市公園と限られている。すべての公園を指定管理にするためには条例を改正する必要がある。

委員 有料公園施設のある公園が、指定管理の対象であるとのことだが、一般の市民には指定管理対象の範囲がわからない。今回の資料にも対象の範囲は載っていない。

事務局 今回の条例改正部分ではないため、今回の資料には載せなかった。条例には有料公園施設のある公園が別表で載っている。

委員 有料施設やスポーツ施設のない公園は、大和市が管理するという事か。

事務局 その通りである。

委員 民間の公園というのは、マンションが作った公園などのことか。

事務局 マンション等の開発の際に整備された公園で、自ら管理すると決めた自主管理公園のことである。また、公営住宅法などに基づき整備された公園などもある。

委員 パブリックコメントについて何うが、具体的な条例の改正部分の条文をだして意見を募っているのか。

事務局 方針をあらわして意見を募っている。実際の条文は、改正をすることに影響されて変わる別の条文があり、議会の審議により変更される部分もあるため、この段階で細かな条文を資料としてだしていない。

委員 指定管理者が管理する公園と、市が管理する公園でケガをした場合、事故の責任は一次的、二次的にも含めて責任は誰が負うのか。

事務局 市が管理する公園は、市が管理者として責任を負う。保険にも加入している。指定管理者が管理する公園は、指定管理者が責任を負う。募集の際に保険の加入を仕様書に記載している。

委員 指定管理者の公園の事故に市はノータッチという事か。

事務局 基本的に指定管理者が保険に入っており、管理責任がある。設置者である市にも責任がある。

委員 都市公園について審議しているので、趣旨とはずれるかもしれないが質問したいこともいろいろあり、関心を持っていかなければいけない。また指定管理者についても審議対象なので、選定基準なども含めて話すことができれば今回の改正に対しても違った観点から協力できると思う。
スポーツ主体で関連しての改正という話だが、市役所の縦割り行政が感じられる。連携していかなければ利用者は打つ手がないという所を改善しなければいけないだろう。

パブリックコメントについては、毎回応募数が非常に少ない。改正内容を理解するためにも知識が必要である。もっとわかりやすく、関心をもちやすくするなど、意見を反映しやすくする工夫が求められる。

委員 条例改正に賛成する気持ちではあるが、すっきりと納得いかない部分がある。総務省からの指示にどう反応したのか、あるいはこれまでの大和市のやり方で不都合があったのかなどがはっきりとしない。改正により行政の利便性があがるのか、どこからも影響は受けてないがスポーツ施策推進のためなのか、はっきりしない。パブリックコメントのためにも、もっとすっきりとした説明があるべきである。

事務局 総務省からの通知は、あくまでも助言という形だったため、平成22年に指示があった時点では、大和市では取り入れなかった。しかし、今回スポーツ施策を推進するため、また、地域のスポーツ団体・協会との施設の連携のため、本来の目的としている団体に管理をまかせるのが合理的と考えた。

ありきではないが将来を見据えて、財団などが安定した管理をすることがスポーツ施策では必要であるため条例改正という動きとなった。

事故の責任問題については、国家賠償法に、最終的に施設の設置者については責任を有するという事が明記されている。指定管理者が管理しているものであっても、最終的な責任は市にある。ただし一方では、市は国家賠償法に基づき求償権をもっているため、指定管理者に瑕疵がある場合には、その割合に応じて求償権を有する。市が一度、賠償したうえで指定管理者にも一定の責任を負ってもらう仕組みである。

指定管理者の公募について、過去に不都合がないということだが、今後施策展開をしていく中で、できる規定を設け安定的に継続して運営するため、今回の改正案がだされた。

委員 細かい部分に対する意見はまだあると思うが、改正案の大筋は適正であるとみている。本日は諮問を受けたので次回は答申となる。関連することも含めて、活発に意見交換できればいいと思う。

委員 審議に関する資料をもっと整えてほしい。委員も含め市民には都市公園条例の一部改正といわれても条例の内容がわからないので、活発な意見交換ができない。

事務局 資料が不足していたため、理解しにくい部分があったと思う。改正の主旨がわかる資料を用意すべきであった。次回の追加資料としたい。

(2) その他

次回の環境審議会の開催予定について事務局から説明を行った。

< 閉会 >